

兵庫県公報

平成22年4月20日 火曜日 第2176号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課）	1
○ 平成22年度狩猟免許試験の実施（自然環境課）	2
○ 狩猟免許の更新に係る適性試験及び講習の実施（同）	3
○ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく産業廃棄物処理施設設置許可申請書の概要（環境整備課）	5
○ 阪神間都市計画道路事業の事業計画の認可（平成22年近畿地方整備局告示第116号）（道路街路課）	5
○ 阪神間都市計画道路事業の事業計画の認可（平成22年近畿地域整備局告示第117号）（同）	6
○ 中播間都市計画道路事業の事業計画の認可（平成22年近畿地方整備局告示第118号）（同）	6
○ 中播間都市計画道路事業の事業計画の認可（平成22年近畿地方整備局告示第119号）（同）	7
○ 阪神間都市計画道路事業の事業計画の変更認可（平成22年近畿地方整備局告示第115号）（同）	7
○ 道路の区域の変更、供用開始等（道路保全課）	7
○ 同上（同）	8
○ 道路の区域の変更及び供用開始（同）	8
○ 同上（同）	9
○ 同上（同）	9
○ 同上（同）	9
○ 宅地建物取引業法に基づく聴聞の実施（都市政策課）	10
○ 行政手続法に基づく聴聞の実施（同）	10
○ 道路の位置指定（建築指導課）	11
公安委員会告示	
○ 技能検定員審査の実施	11
○ 教習指導員審査の実施	12
○ 警備業法に基づく直接検定の実施	13
正 誤	
○ 平成22年3月31日付け兵庫県公報第9号外中	15

告 示

兵庫県告示第465号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

平成22年4月20日

兵庫県知事 井戸敏三

国岡土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理事	厚見 侑三	加古郡稲美町国岡3番地の4の3
同	鳴瀧 法司	同 郡同 町国岡926番地の3
同	岡本 光廣	同 郡同 町国岡1288番地
同	福田 和彦	同 郡同 町国岡908番地の1
同	繁田 年昭	同 郡同 町国岡5丁目37番地
同	福田 豊光	同 郡同 町国岡6丁目22番地
同	古谷 和夫	同 郡同 町国岡616番地

監 事	二 杉 博 隆	同 郡同 町国岡1375番地の1
同	藤 本 仁 至	同 郡同 町国岡3丁目33番地の1
就任役員		
役員の区分	氏 名	住 所
理 事	岡 本 光 廣	加古郡稲美町国岡1288番地
同	福 田 光 正	同 郡同 町国岡6丁目68番地
同	鳴 瀧 法 司	同 郡同 町国岡926番地の3
同	大 山 敏 彦	同 郡同 町中村606番地の1
同	鳴 瀧 修	同 郡同 町国岡761番地の1
同	繁 田 善 久	同 郡同 町国岡5丁目153番地
同	山 中 貞 夫	同 郡同 町国岡253番地の9
監 事	二 杉 康 幸	同 郡同 町国岡1374番地
同	古 谷 公 範	同 郡同 町国岡526番地の2



兵庫県告示第466号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第41条の規定により、平成22年度狩猟免許試験を次のとおり実施する。

平成22年4月20日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 試験の区分、日時及び実施場所

区 分		日 時	実施場所
第1回	1次試験	平成22年7月7日（水） 午後1時10分から午後5時まで	神戸市中央区下山手通4丁目15番3号 兵庫県農業共済会館
			姫路市北条1丁目98番地 兵庫県立姫路労働会館
			養父市八鹿町朝倉1141番地 JAたじま総合営農センター
	2次試験	平成22年7月21日（水） 午前9時30分から午後5時まで 平成22年7月28日（水） 午前9時30分から午後5時まで	姫路市北条1丁目98番地 兵庫県立姫路労働会館
神戸市中央区下山手通4丁目15番3号 兵庫県農業共済会館			
第2回	1次試験	平成22年9月12日（日） 午後1時10分から午後5時まで	神戸市中央区中山手通6丁目1番40号 神戸市立生田文化会館
	2次試験	平成22年9月26日（日） 午前9時30分から午後5時まで	神戸市中央区中山手通6丁目1番40号 神戸市立生田文化会館

(注) 1 2次試験（技能試験）は、1次試験（知識試験及び適性試験）に合格した者に限り、受験票に指定された日時に受験することができる。

2 既に他の狩猟免許を有し、その有効期間内にこれと異なる種別の狩猟免許を受けようとする者については、1次試験（知識試験）の一部を免除する。

2 受験資格

兵庫県に住所（住民登録）を有する者。ただし、法第40条各号に該当する者を除く。

3 申請手続

(1) 提出書類

ア 狩猟免許申請書 1通（申請を行おうとする狩猟免許の種別ごとに）

申請書用紙は、兵庫県農政環境部環境創造局自然環境課、各県民局農林（水産）振興事務所において、平成22年5月下旬より配布する。

イ 写真 1枚（申請を行おうとする狩猟免許の種別ごとに）

申請前6箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのものとし、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したものをアの狩猟免許申請書の所定の場所に貼り付けるものとする。

ウ 銃砲所持許可証の写し若しくは医師の診断書 1通

申請の際、現に銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項第1号の規定による猟銃若しくは空気銃の所持の許可を現に受けている場合は、当該許可に係る許可証の写しを添付するものとし、それ以外の場合にあつては法第40条第2号から第4号に該当しない旨の医師の診断書（発行日から3箇月以内のもので、原本のこと。ただし、同じ回に複数の狩猟免許申請を行う場合は、原本1通と残りはコピーで可。）を添付するものとする。

(2) 受付期間及び受付時間

	受付期間	受付時間
第1回	平成22年6月7日（月）から同月22日（火）まで。ただし、土曜日及び日曜日を除く。 なお、郵送による場合は、簡易書留とし、平成22年6月21日（月）までの消印のあるものに限り受け付ける。	午前9時から午後5時まで （正午から午後1時までを除く。）
第2回	平成22年8月9日（月）から同月24日（火）まで。ただし、土曜日及び日曜日を除く。 なお、郵送による場合は、簡易書留とし、平成22年8月23日（月）までの消印のあるものに限り受け付ける。	

(3) 提出先

郵便番号 650-8567（兵庫県庁の固有番号のため、住所の記載は不要）
兵庫県農政環境部環境創造局自然環境課野生鳥獣係
（朱書きで、「狩猟免許申請書在中」と記載すること。）

(4) 手数料

5,200円（知識試験の一部を免除される者は3,900円）相当額の兵庫県収入証紙を、狩猟免許申請書の所定の欄に貼り付けること。

(5) その他

受理した狩猟免許申請書、添付書類及び申請手数料は、いかなる理由があつても返還しない。

4 合格者の発表

1次試験（知識試験及び適性試験）の可否は、はがきで通知する。
2次試験（技能試験）の合格者は、試験終了後、試験会場に受験番号を掲示し狩猟免状を交付する。

5 受験についての問い合わせ先

兵庫県農政環境部環境創造局自然環境課野生鳥獣係
電話（078）341-7711（代表） 内線 4216



兵庫県告示第467号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第51条の規定により、狩猟免許の更新に係る適性試験及び講習を次のとおり実施する。

平成22年 4月20日

兵庫県知事 井戸敏三

1 適性試験及び講習の日時及び場所

開催事務所名	期 日	時 間	場 所

神戸農林水産振興事務所	平成22年 7月16日（金）	午後1時30分から 午後5時まで	神戸市中央区中山手通6丁目1番40号 神戸市立生田文化会館
同 上	同 年 9月14日（火）	同 上	神戸市中央区下山手通4丁目16番3号 兵庫県民会館
阪神農林振興事務所	同 年 8月3日（火）	同 上	宝塚市東洋町1番1号 宝塚市役所3階大会議室
加古川農林水産振興事務所	同 年 7月22日（木）	同 上	高砂市阿弥陀町生石61番地 ふれあいの郷生石研修センター
加東農林振興事務所	同月14日（水）	同 上	加東市社字西柿1075の2 兵庫県社総合庁舎
姫路農林水産振興事務所	同月15日（木）	同 上	姫路市北条1丁目98番地 兵庫県姫路総合庁舎
光都農林水産振興事務所	同月27日（火）	同 上	赤穂郡上郡町光都2丁目25番地 兵庫県西播磨総合庁舎
豊岡農林水産振興事務所	同月16日（金）	同 上	豊岡市八社宮490番地 JAたじま豊岡営農生活センター
朝来農林振興事務所	同月22日（木）	同 上	朝来市和田山町玉置877番地1 朝来市和田山ジュピターホール
丹波農林振興事務所	同月9日（金）	同 上	丹波市柏原町柏原字大手町688番地 兵庫県柏原総合庁舎柏原職員福利センター
洲本農林水産振興事務所	同月15日（木）	同 上	洲本市塩屋2丁目4番5号 兵庫県洲本総合庁舎洲本職員福利センター

2 対象者

兵庫県に住所（住民登録）を有する者で、平成22年9月14日をもって有効期間が満了となる狩猟免許の更新を受けようとする者。

3 更新申請の手続

(1) 提出書類

ア 狩猟免許更新申請書

申請書用紙は、各農林（水産）振興事務所において配布する。

イ 写真1枚

申請前6箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのものとし、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの。

ウ 銃砲所持許可証の写し若しくは医師の診断書（原本） 1通

<申請時に銃砲所持許可証を有する者>

申請の際、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項第1号の許可を現に受けている場合は、当該許可に係る許可証の写し（1ページ目から2ページ目の見開き）

<申請時に銃砲所持許可証を有していない者>

申請の際、銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の許可を現に受けていない場合は、法第40条第2号から第4号に該当しない旨の医師の診断書（発行日から3箇月以内のもので、原本のこと。コピー不可。）

(2) 提出期間

適性検査及び講習の実施日の5日前まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

(3) 提出先

住所地を所管する農林（水産）振興事務所

- (4) 手数料
2,800円相当額の兵庫県収入証紙を、狩猟免許更新申請書に貼り付けること。
- (5) その他
受理した狩猟免許更新申請書、添付書類及び申請手数料は、いかなる理由があっても返還しない。



兵庫県告示第468号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条第4項の規定により、産業廃棄物処理施設設置許可申請書及び生活環境影響調査書を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該産業廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに、兵庫県知事に生活環境保全上の見地からの意見書を提出することができる。

意見書を提出しようとする者は、住所、氏名及び当該申請についての意見を記載した文書を神戸市中央区下山手通5丁目10番1号兵庫県農政環境部環境管理局環境整備課に提出すること。

平成22年 4月20日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 申請者の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
神戸市西区平野町慶明字久保田88番地の3
株式会社美建
代表取締役 高 橋 貴 大
- (2) 産業廃棄物処理施設の設置の場所
兵庫県加古川市八幡町野村字竹谷842他7筆
- (3) 産業廃棄物処理施設の種類
産業廃棄物の最終処分場（安定型）
- (4) 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類
がれき類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず
- (5) 産業廃棄物処理施設の処理能力
面積 13,860.98㎡
容量 148,482.85㎡
- (6) 申請年月日 平成22年 3月 3日

2 縦覧期間

平成22年 4月20日（火）から同年 5月20日（木）まで

3 縦覧場所

兵庫県農政環境部環境管理局環境整備課及び東播磨県民局県民室環境課



兵庫県告示第469号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定により、阪神間都市計画道路事業の事業計画の認可の告示（平成22年近畿地方整備局告示第116号）があったので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

平成22年 4月20日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 施行者の名称

兵庫県

2 都市計画事業の種類及び名称

阪神間都市計画道路事業

3. 4. 81号尼崎宝塚線及び3. 3. 5号国道176号線

3 事務所の所在地

神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

4 事業施行期間

平成13年12月5日から平成24年3月31日まで

- 5 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
なし



兵庫県告示第470号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定により、阪神間都市計画道路事業の事業計画の認可の告示（平成22年近畿地方整備局告示第117号）があったので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

平成22年 4月20日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 施行者の名称
兵庫県
- 2 都市計画事業の種類及び名称
阪神間都市計画道路事業
3. 4. 81号尼崎宝塚線
- 3 事務所の所在地
神戸市中央区下山手通 5丁目10番 1号
- 4 事業施行期間
平成11年 5月25日から平成27年 3月31日まで
- 5 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
なし



兵庫県告示第471号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定により、中播都市計画道路事業の事業計画の認可の告示（平成22年近畿地方整備局告示第118号）があったので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

平成22年 4月20日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 施行者の名称
兵庫県
- 2 都市計画事業の種類及び名称
中播都市計画道路事業
3. 5. 204号本龍野富永線
- 3 事務所の所在地
神戸市中央区下山手通 5丁目10番 1号
- 4 事業施行期間
平成18年 3月 7日から平成24年 3月31日まで
- 5 事業地
 - (1) 収用の部分
平成18年近畿地方整備局告示第47号の事業地のうち
兵庫県たつの市龍野町堂本字上長塚地内において事業地を変更する。
 - (2) 使用の部分
なし



兵庫県告示第472号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定により、中播都市計画道路事業の事業計画の認可の告示（平成22年近畿地方整備局告示第119号）があったので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

平成22年 4月20日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 施行者の名称
兵庫県
- 2 都市計画事業の種類及び名称
中播都市計画道路事業
3. 5. 204号本龍野富永線
- 3 事務所の所在地
神戸市中央区下山手通 5 丁目10番 1 号
- 4 事業施行期間
平成20年 3月25日から平成24年 3月31日まで
- 5 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
なし



兵庫県告示第473号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定により、阪神間都市計画道路事業の事業計画の変更認可の告示（平成22年近畿地方整備局告示第115号）があったので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

平成22年 4月20日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 施行者の名称
兵庫県
- 2 都市計画事業の種類及び名称
阪神間都市計画道路事業
3. 4. 212号伊丹飛行場線及び3. 4. 781号昆陽千僧線
- 3 事務所の所在地
神戸市中央区下山手通 5 丁目10番 1 号
- 4 事業施行期間
平成11年 9月 3 日から平成23年 3月31日まで
- 5 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
なし



兵庫県告示第474号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成22年 4月20日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成22年 4月20日から 2 週間、中播磨県民局姫路土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年 4月20日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 白浜姫路停車場線	姫路市阿保字西向ノ二甲471番2から 同 市市之郷字西野々809番1まで	旧	4.0から 22.0まで	429.0	
		新	8.0から 29.0まで	492.0	
県道 姫路神河線	姫路市御立中8丁目1198番1から 同 市御立北1丁目1804番4まで	旧	10.0から 26.0まで	39.0	
		新	10.0から 35.0まで	39.0	



兵庫県告示第475号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成22年4月20日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成22年4月20日から2週間、但馬県民局新温泉土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成22年4月20日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
国道 178号	美方郡新温泉町久谷字ボテガ後76番1から 同 郡同 町久谷字アマブチ78番1まで	旧	10.0から 25.0まで	330.0	
		新	11.0から 38.0まで	330.0	



兵庫県告示第476号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成22年4月20日から供用を開始する。

その関係図面は、平成22年4月20日から2週間、北播磨県民局加東土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成22年4月20日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 西脇八千代市川線	多可郡多可町八千代区大和字東谷727番1 から 同 郡同 町八千代区大和字前田785番1 まで	旧	7.0から 20.0まで	97.0	
		新	7.0から 27.0まで	97.0	



兵庫県告示第477号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成22年4月20日から供用を開始する。

その関係図面は、平成22年4月20日から2週間、中播磨県民局姫路土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成22年4月20日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 姫路環状線	姫路市書写字北向上河原1019番534から 同 市御立北1丁目1801番9まで	旧	7.0から 29.0まで	786.0	
		新	15.0から 36.0まで	802.0	



兵庫県告示第478号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成22年4月20日から供用を開始する。

その関係図面は、平成22年4月20日から2週間、但馬県民局新温泉土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成22年4月20日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
国道 4 8 2 号	美方郡香美町小代区石寺字下之瀬275番2 から 同 郡同 町小代区石寺字下之瀬270番2 まで	旧	21.0から 25.0まで	22.0	
		新	22.0から 26.0まで	22.0	
県道 養父小代線	美方郡香美町小代区新屋754番1から 同 郡同 町小代区新屋761番まで	旧	6.0から 13.0まで	87.0	
		新	8.0から 23.0まで	87.0	
国道 1 7 8 号	美方郡新温泉町居組字穴見灘826番1から 同 郡同 町居組字穴見灘828番1まで	旧	9.0から 12.0まで	64.0	
		新	9.0から 22.0まで	64.0	



兵庫県告示第479号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成22年4月20日から供用を開始する。

その関係図面は、平成22年4月20日から2週間、淡路県民局洲本土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成22年4月20日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 洲 本 五 色 線	洲本市五色町鮎原三野畑83番2から 同 市五色町鮎原三野畑32番4まで	旧	9.0から 15.0まで	369.0	
		新	11.0から 37.0まで	369.0	



兵庫県告示第480号

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第69条第1項の規定により、次のとおり聴聞を行う旨阪神南県民局長から報告があった。

平成22年4月20日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 日時
平成22年4月28日（水）午後1時30分から午後2時30分まで
- 2 場所
西宮市榎塚町2-28 兵庫県西宮庁舎 1階会議室
- 3 被聴聞者
商号又は名称 株式会社エスベル
代表者氏名 大 道 研 二
事務所所在地 尼崎市名神町3-15-11
免 許 番 号 兵庫県知事(1)第300246号
免 許 年 月 日 平成18年8月10日



兵庫県告示第481号

行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項の規定により、次のとおり聴聞を行う旨阪神南県民局長から報告があった。

平成22年4月20日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 (1) 日時
平成22年4月28日（水）午前10時から午前11時まで
- (2) 場所
西宮市榎塚町2-28 兵庫県西宮庁舎 1階会議室
- (3) 被聴聞者
商号又は名称 株式会社リベロ
代表者氏名 重 吉 衛
事務所所在地 芦屋市大東町14-3
免 許 番 号 兵庫県知事(1)第203855号
免 許 年 月 日 平成19年4月10日
- 2 (1) 日時
平成22年4月28日（水）午前11時から午前12時まで
- (2) 場所
西宮市榎塚町2-28 兵庫県西宮庁舎 1階会議室
- (3) 被聴聞者
商号又は名称 有限会社新工務店
代表者氏名 大久保 肇

事務所所在地 尼崎市富松町3-23-5
 免許番号 兵庫県知事(2)第203579号
 免許年月日 平成19年5月7日



兵庫県告示第482号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。
 なお、その関係図書は、平成22年4月20日から中播磨県民局姫路土木事務所まちづくり建築課において縦覧に供する。

平成22年4月20日

兵庫県知事 井戸敏三

指定番号	指定年月日 (平成年月日)	道路の位置	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
第H21中播位置 0001号	22.4.8	神崎郡福崎町南田原字大野2058番6	6.00	22.45

公安委員会告示

兵庫県公安委員会告示第125号

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第99条の2第4項第1号イの規定による兵庫県公安委員会が技能検定に関する技能及び知識に関して行う審査（以下「技能検定員審査」という。）について、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第2条の規定により、次のとおり公示する。

平成22年4月20日

兵庫県公安委員会

委員長 下村俊子

1 技能検定員審査の種類

技能検定員審査（大型）、技能検定員審査（中型）、技能検定員審査（普通）、技能検定員審査（大特）、技能検定員審査（大自二）、技能検定員審査（普自二）、技能検定員審査（牽引）、技能検定員審査（大型二種）、技能検定員審査（中型二種）及び技能検定員審査（普通二種）

2 技能検定員審査の期日

平成22年6月5日（土）

3 技能検定員審査の場所

兵庫県明石市荷山町1649番地の2 兵庫県警察本部交通部運転免許試験場

4 技能検定員審査の申請手続

(1) 提出書類

ア 審査申請書1通

審査申請書は、平成22年4月20日（火）から同月23日（金）までの午前9時から午後5時までの間に兵庫県警察本部交通部運転免許試験場において配布する。

なお、郵送を希望する場合は、住所、氏名及び郵便番号を明記した返信用封筒に80円相当額の郵便切手をはり付けたものを同封して、郵送により、請求すること。

イ 技能検定員審査（大型）、技能検定員審査（中型）、技能検定員審査（普通）、技能検定員審査（大特）、技能検定員審査（大自二）、技能検定員審査（普自二）又は技能検定員審査（牽引）を受けようとする者は、当該審査に用いられる自動車を運転することができる免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証
 ウ 技能検定員審査（大型二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許に係る運転免許証及び技能検定員資格者証（大型）

エ 技能検定員審査（中型二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許又は中型自動車第二種免許に係る運転免許証及び技能検定員資格者証（中型）

オ 技能検定員審査（普通二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許

又は普通自動車第二種免許に係る運転免許証及び技能検定員資格者証（普通）
カ 規則第17条の規定により、審査細目についての審査の一部を免除される者は、免除に該当する者であることを証する書類

(2) 提出期間

平成22年4月20日（火）から同月23日（金）までの午前9時から午後5時まで

(3) 提出先

兵庫県警察本部交通部運転免許試験場教習所係

(4) 提出方法

原則として、本人が持参するものとする。ただし、郵送する場合は、書留郵便で送付することとし、平成22年4月23日（金）までの消印のあるものに限り受け付ける。

(5) 審査手数料

ア 技能検定員審査（大型）又は技能検定員審査（中型）を受けようとする者にあつては24,700円、技能検定員審査（普通）を受けようとする者にあつては20,500円、技能検定員審査（大特）、技能検定員審査（大自二）、技能検定員審査（普自二）又は技能検定員審査（^{けん}引）を受けようとする者にあつては14,100円、技能検定員審査（大型二種）、技能検定員審査（中型二種）又は技能検定員審査（普通二種）を受けようとする者にあつては22,450円相当額の兵庫県収入証紙を審査申請書にはり付けること。ただし、審査細目についての審査の一部を免除される者は、警察手数料徴収条例（平成12年兵庫県条例第38号）別表7の部備考2から4までの規定による額とする。

イ 審査手数料は、提出書類の受付後は返却しない。

5 携行品

運転免許証及び筆記用具

6 合格者の発表

平成22年7月6日（火）午前10時から、兵庫県警察本部交通部運転免許試験場において、合格者の申請時の受理番号を掲示する。

なお、合格者には、技能検定員審査合格証明書を交付するものとし、法第99条の2第4項第2号イからホまでのいずれかに該当する者については、技能検定員資格者証を交付しない。

7 技能検定員審査についての問い合わせ先

兵庫県警察本部交通部運転免許試験場教習所係

電話 (078) 912-1628



兵庫県公安委員会告示第126号

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第99条の3第4項第1号イの規定による兵庫県公安委員会が自動車の運転に関する技能及び知識の教習に関する技能及び知識に関して行う審査（以下「教習指導員審査」という。）について、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第10条第2項の規定により、次のとおり公示する。

平成22年4月20日

兵庫県公安委員会

委員長 下村俊子

1 教習指導員審査の種類

教習指導員審査（大型）、教習指導員審査（中型）、教習指導員審査（普通）、教習指導員審査（大特）、教習指導員審査（大自二）、教習指導員審査（普自二）、教習指導員審査（^{けん}引）、教習指導員審査（大型二種）、教習指導員審査（中型二種）及び教習指導員審査（普通二種）

2 教習指導員審査の期日

平成22年6月5日（土）

3 教習指導員審査の場所

兵庫県明石市荷山町1649番地の2 兵庫県警察本部交通部運転免許試験場

4 教習指導員審査の申請手続

(1) 提出書類

ア 審査申請書1通

審査申請書は、平成22年4月20日（火）から同月23日（金）までの午前9時から午後5時までの間に

兵庫県警察本部交通部運転免許試験場において配布する。

なお、郵送を希望する場合は、住所、氏名及び郵便番号を明記した返信用封筒に80円相当額の郵便切手をはり付けたものを同封して、郵送により、請求すること。

イ 教習指導員審査（大型）、教習指導員審査（中型）、教習指導員審査（普通）、教習指導員審査（大特）、教習指導員審査（大自二）、教習指導員審査（普自二）又は教習指導員審査（牽引）を受けようとする者は、当該審査に用いられる自動車を運転することができる免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証

ウ 教習指導員審査（大型二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許に係る運転免許証及び教習指導員資格者証（大型）

エ 教習指導員審査（中型二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許又は中型自動車第二種免許に係る運転免許証及び教習指導員資格者証（中型）

オ 教習指導員審査（普通二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る運転免許証及び教習指導員資格者証（普通）

カ 規則第17条の規定により、審査細目についての審査の一部を免除される者は、免除に該当する者であることを証する書類

(2) 提出期間

平成22年4月20日（火）から同月23日（金）までの午前9時から午後5時まで

(3) 提出先

兵庫県警察本部交通部運転免許試験場教習所係

(4) 提出方法

原則として、本人が持参するものとする。ただし、郵送する場合は、書留郵便で送付することとし、平成22年4月23日（金）までの消印のあるものに限り受け付ける。

(5) 審査手数料

ア 教習指導員審査（大型）又は教習指導員審査（中型）を受けようとする者にあつては15,650円、教習指導員審査（普通）を受けようとする者にあつては12,150円、教習指導員審査（大特）、教習指導員審査（大自二）、教習指導員審査（普自二）又は教習指導員審査（牽引）を受けようとする者にあつては9,500円、教習指導員審査（大型二種）、教習指導員審査（中型二種）又は教習指導員審査（普通二種）を受けようとする者にあつては13,300円相当額の兵庫県収入証紙を審査申請書にはり付けること。ただし、審査細目についての審査の一部を免除される者は、警察手数料徴収条例（平成12年兵庫県条例第38号）別表7の部備考5から7までの規定による額とする。

イ 審査手数料は、提出書類の受付後は返却しない。

5 携行品

運転免許証及び筆記用具

6 合格者の発表

平成22年7月6日（火）午前10時から、兵庫県警察本部交通部運転免許試験場において、合格者の申請時の受理番号を掲示する。

なお、合格者には、教習指導員審査合格証明書を交付するものとし、法第99条の3第4項第2号イからハまでのいずれかに該当する者については、教習指導員資格者証を交付しない。

7 教習指導員審査についての問い合わせ先

兵庫県警察本部交通部運転免許試験場教習所係

電話（078）912-1628

~~~~~

兵庫県公安委員会告示第127号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条の規定に基づく検定について、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第7条の規定により、次のとおり公示する。

平成22年4月20日

兵庫県公安委員会

委員長 下村俊子

1 実施する検定に係る警備業務の種別及び級

雑踏警備業務1級

## 2 実施日時及び場所

## (1) 実施日時

平成22年7月24日（土）午前9時から午後5時まで

## (2) 実施場所

兵庫県明石市荷山町1649番地の2  
兵庫県警察本部交通部運転免許試験場

## 3 受検定員

60人

## 4 受検資格

兵庫県内に住所地を有する者又は兵庫県内の営業所に属する警備員で、次のいずれかに該当するもの

- (1) 雑踏警備業務2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、雑踏警備業務に従事した期間が1年以上であるもの
- (2) 都道府県公安委員会が前記(1)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

## 5 検定試験の内容

## (1) 学科試験

- ア 警備業務に関する基本的な事項
- イ 法令に関すること。
- ウ 雑踏の整理に関すること。
- エ 雑踏警備業務の管理に関すること。
- オ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

## (2) 実技試験

- ア 雑踏の整理に関すること。
- イ 雑踏警備業務の管理に関すること。
- ウ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

## 6 検定の申請手続

## (1) 申請期間

平成22年4月26日（月）から同年6月25日（金）までの間（土曜日、日曜日及び祝日を除く午前10時00分から午後5時30分まで）

## (2) 申請窓口

申請窓口は、次に掲げるいずれかの警察署の生活安全課（生活安全第一課及び刑事生活安全課を含む。以下同じ。）とする。

- ア 兵庫県内に住所地を有する者にあつては、住所地を管轄する警察署の生活安全課
- イ 兵庫県内の営業所に属している警備員にあつては、当該営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課

## (3) 提出書類

- ア 検定申請書1通
- イ 次に掲げるいずれかの書面
  - (7) 兵庫県内に住所地を有する者にあつては、住所地を疎明する書面1通
  - (4) 兵庫県内の営業所に属している警備員にあつては、当該営業所に属することを疎明する書面1通
- ウ 次に掲げるいずれかの書面
  - (7) 前記4の(1)に該当する者にあつては、次に掲げる書面
    - a 雑踏警備業務2級の検定に係る合格証明書の写し1通
    - b 雑踏警備業務2級に係る合格証明書の交付を受けた後、1年以上雑踏警備業務に従事していたことを疎明する警備業者が作成した警備業務従事証明書1通
  - (4) 前記4の(2)に該当する者にあつては、都道府県公安委員会の交付に係る1級検定受検資格認定書の写し1通
- エ 写真（申請前6月以内に撮影した、無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）2枚

## (4) 申請方法

ア 前記(3)の提出書類を前記(2)の申請窓口を持参して申請するものとし、郵送による申請は受け付けな

い。

イ 申請期間内であっても、申請人員が受検定員になり次第、申請の受付を締め切る。

7 手数料

13,000円相当額の兵庫県収入証紙を申請時に納付するものとする。

なお、手数料については、検定申請書の受付後は返還しない。

8 携行品

受検票及び筆記用具

9 受検についての問い合わせ先

- (1) 兵庫県内の各警察署の生活安全課
- (2) 兵庫県警察本部生活安全部生活安全企画課  
電話 (078) 341-7441 内線3046

正 誤

○平成22年 3月31日付け（兵庫県公報第 9 号外）

兵庫県立芸術文化センター管理規則等の一部を改正する規則（平成22年兵庫県規則第28号）中

| (ページ) | 12                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |      |     |     |     |     |     |     |     |    |  |   |   |   |   |   |   |   |   |     |  |  |  |  |  |  |  |  |
|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----|--|---|---|---|---|---|---|---|---|-----|--|--|--|--|--|--|--|--|
| (行)   | 下から28                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |      |     |     |     |     |     |     |     |    |  |   |   |   |   |   |   |   |   |     |  |  |  |  |  |  |  |  |
| (誤)   | <table border="1"> <thead> <tr> <th>利用人員</th> <th>障害者</th> <th>介護者</th> <th>その他</th> <th>合計</th> <th>障害者</th> <th>介護者</th> <th>その他</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>人</td> <td>人</td> <td>人</td> <td>人</td> <td>人</td> <td>人</td> <td>人</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> | 利用人員 | 障害者 | 介護者 | その他 | 合計  | 障害者 | 介護者 | その他 | 合計 |  | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | その他 |  |  |  |  |  |  |  |  |
|       | 利用人員                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 障害者  | 介護者 | その他 | 合計  | 障害者 | 介護者 | その他 | 合計  |    |  |   |   |   |   |   |   |   |   |     |  |  |  |  |  |  |  |  |
|       | 人                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 人    | 人   | 人   | 人   | 人   | 人   | 人   |     |    |  |   |   |   |   |   |   |   |   |     |  |  |  |  |  |  |  |  |
| その他   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |      |     |     |     |     |     |     |     |    |  |   |   |   |   |   |   |   |   |     |  |  |  |  |  |  |  |  |
| (正)   | <table border="1"> <thead> <tr> <th>利用人員</th> <th>障害者</th> <th>介護者</th> <th>その他</th> <th>合計</th> <th>障害者</th> <th>介護者</th> <th>その他</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>人</td> <td>人</td> <td>人</td> <td>人</td> <td>人</td> <td>人</td> <td>人</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td colspan="4"></td> <td colspan="4"></td> </tr> </tbody> </table>                                     | 利用人員 | 障害者 | 介護者 | その他 | 合計  | 障害者 | 介護者 | その他 | 合計 |  | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | その他 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 利用人員  | 障害者                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 介護者  | その他 | 合計  | 障害者 | 介護者 | その他 | 合計  |     |    |  |   |   |   |   |   |   |   |   |     |  |  |  |  |  |  |  |  |
|       | 人                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 人    | 人   | 人   | 人   | 人   | 人   | 人   |     |    |  |   |   |   |   |   |   |   |   |     |  |  |  |  |  |  |  |  |
| その他   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |      |     |     |     |     |     |     |     |    |  |   |   |   |   |   |   |   |   |     |  |  |  |  |  |  |  |  |